

令和元年度鳥海山・飛島ジオパーク モニターツアー補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和元年度鳥海山・飛島ジオパークのモニターツアー補助金の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）は、鳥海山・飛島ジオパーク（以下「ジオパーク」という。）の魅力を活用した旅行商品の開発とするため、ジオパークエリア内の見所を巡るモニターツアーを実施するものを支援する。

(補助金の交付対象)

第3条 協議会は、前条の目的の達成に資するため、別表1第1欄に掲げる事業を行う同表第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 参加者（バス運転手その他スタッフを除く。以下同じ。）の数が10名以上でツアーを実施したとき

・ツアーの交通費、企画及び広報に要した経費（上限5万円）

(2) ツアー参加者が10名に満たない場合、またはツアーを中止したとき

・ツアーの企画及び広報に要した経費（上限5万円）

ただし、10名以上の参加者を確保できなかった理由を分析したレポートを鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会長（以下「協議会長」という。）に提出し、適正と認められる事を補助金交付の条件とする。

3 本補助金の交付は1事業者につき3ツアーを限度とする。ただし、冬季（12月～2月）に実施するツアーを含む場合は4ツアーを限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 本補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号を協議会長に協議会長が別に定める日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 協議会長は、前条の申請に係る書類の審査により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）するものとする。

2 協議会長は、交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

3 協議会長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、様式第2号により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助事業者の責務)

第6条 補助事業者は、次の各号に掲げる内容を守らなければならない。

- (1) ジオパーク、ツアー内容等に関するアンケートを実施し（アンケート内容は事前に協議会の承認を得ること）、実績報告時に集計結果を添付すること（個票も提出すること）。
- (2) ツアーの開催に当たっては旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）その他関係法令を遵守すること。
- (3) ツアーの参加者募集チラシ等にはジオパークのロゴマーク及び「このツアーは鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会の補助金を受けて実施しています」等の文言を入れること。

（補助事業の変更等）

第 7 条 補助事業者は、交付決定（この項（次項において準用する場合も含む。）の規定による変更の承認を受けた場合にあっては、変更後のものとする。以下同じ。）に係る補助事業の内容の変更（補助の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない範囲で補助事業細部の変更をする場合を除く。）及び補助金額の増額をしようとするときは、様式第 3 号を協議会長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合について準用する。
- 3 協議会長は、前 2 項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を様式第 4 号により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 8 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、様式第 5 号を完了した日の翌日から 30 日が経過した日までに協議会長に提出しなければならない。

（是正命令等）

第 9 条 協議会長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

- 2 補助事業者は、前項の措置が完了したときは、第 8 条の規定に従って実績報告をしなければならない。

（額の確定）

第 10 条 協議会長は、補助事業の完了にかかる第 8 条及び前条第 2 項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査等により、当該事業の成果が交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 6 号により当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 協議会長は、確定した補助金の額が、交付決定額（第 7 条第 3 項の規定により変更された場合にあっては、同項の規定により通知された金額をいう。以下同じ。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第 11 条 協議会長は、前条第 1 項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される様式第 7

号により補助金を交付する。

2 協議会長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払することができる。

(交付決定の取消し)

第 12 条 協議会長は、補助事業者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 本補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 協議会長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を様式第 8 号により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 協議会長は、前条第 1 項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 協議会長は、第 10 条の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 協議会長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前 2 項の期限を延長することができる。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(別表1)

1 補助対象事業	2 補助事業者
以下の要件を全て満たすツアー	民間団体、企業 (法人格の有無は問わない。NPO法人等が旅行業者、旅行代理店等とタイアップして実施してもよい。)
①泊付きの行程とする場合、宿泊施設はジオパークエリア内とすること(日帰りの行程も補助対象に認める)。	
②ジオパークエリア内の別表2に定める見所を1カ所以上周遊すること(トイレ休憩等の短時間の滞在は認めない。なお旅程中に別表2に定める見所以外の観光地及びジオパークエリア外の観光地を入れることは認めるが、これらが主体となるツアー行程は認めない。	
③ジオパークエリア内の地域の食材を使用した食事を1回以上とること。	
④ジオパークエリア内の別表2に定める見所にて、ジオパークガイドを1回以上利用すること。	
⑤マスメディア、インターネット等を通じて、広くジオパークエリア内外から参加者を募ること(補助事業者の構成員、協賛者、会員、従業員等にだけ募集をかけて実施することは認めない)。	
⑥本補助金を受けて実施するツアーに対して、本補助金以外に地方公共団体その他公的団体から補助金、助成金等を交付されていないこと(参加者から参加料を徴収することは認める)。	
⑦次に該当する旅行ではないこと。 ・宗教活動、政治活動の一環としての旅行 ・企業の報奨、研修、誘致等の旅行 ・学校行事としての旅行	
⑧最小催行人数を10名以上として募集すること。	

(別表2)

No.	見所の名称	エリア	No.	見所の名称	エリア
1	法体の滝とポットホール(甌穴)	由利本荘	34	牛渡川と丸池様	遊佐
2	宮沢林道の大しゅう曲露頭	由利本荘	35	胴腹滝	遊佐
3	桑ノ木台湿原	由利本荘	36	二ノ滝(一ノ滝、二ノ滝溪谷)	遊佐
4	石沢大滝と屏風岩	由利本荘	37	白井新田の湿地群	遊佐
5	赤田大滝	由利本荘	38	八ツ面川(イバラトミヨ生息地)	遊佐
6	ボツメキ湧水	由利本荘	39	遊佐元町湧水(自噴井)群	遊佐
7	由利原高原	由利本荘	40	鳥海山大物忌神社吹浦口ノ宮	遊佐
8	加田喜沼湿原	由利本荘	41	鳥海山大物忌神社蕨岡口ノ宮	遊佐
9	亀田不動滝	由利本荘	42	神泉の水	遊佐
10	由利原ガス油田	由利本荘	43	鳥海山山腹の正断層群	遊佐
11	竜ヶ原湿原	由利本荘	44	鳥海山の周氷河地形	遊佐
12	新山公園(新山安山岩)	由利本荘	45	白井新田の学田と堰	遊佐
13	森子大物忌神社	由利本荘	46	庄内砂丘	酒田・遊佐
14	木境大物忌神社	由利本荘	47	庄内平野東縁断層帯	酒田・遊佐
15	檜山滝	由利本荘	48	玉簾の滝	酒田
16	九十九島	にかほ	49	不動の滝	酒田
17	元滝伏流水	にかほ	50	鶴間池	酒田
18	中島台・獅子ヶ鼻湿原	にかほ	51	城輪柵跡	酒田
19	奈曽の白滝と金峰神社	にかほ	52	貝形雪渓	酒田
20	奈曽溪谷	にかほ	53	十二滝	酒田
21	仁賀保高原	にかほ	54	中野俣 金剛蔵	酒田
22	冬師湿原	にかほ	55	勝浦港と北前船文化	飛島
23	上郷の温水路群	にかほ	56	柏木山と海岸遊歩道	飛島
24	由利海岸波除石垣	にかほ	57	ゴトロ浜	飛島
25	唐戸石	にかほ	58	烏帽子群島	飛島
26	福田の泉	にかほ	59	御積島	飛島
27	象潟岩なだれ堆積物と埋もれ木	にかほ	60	荒崎海岸	飛島
28	院内油田跡地	にかほ	61	巨木の森	飛島
29	三崎海岸	にかほ・遊佐	62	八幡崎	飛島
30	新山溶岩ドームと火山弾	遊佐	63	二俣島	飛島
31	鳥海湖	遊佐	64	飛島の津波堆積物	飛島
32	釜磯	遊佐	65	北限域のタブノキ群落	全エリア
33	十六羅漢岩	遊佐	66	おいしい酒蔵群	全エリア